

出産や手術で大量出血等をされた方へ ～ C 型肝炎特別措置法の給付金の請求期限が 2023 年 1 月 16 日に延長されました～

1994 年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第 9 因子製剤) が使用されたことによって、C 型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①フィブリノゲン製剤・血液凝固第 9 因子製剤が使用されたこと、②その医薬品が使用されたことによって C 型肝炎ウイルスに感染したこと、③慢性肝炎を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受けることができます。なお、この給付金を受けるためには、**2023 年 1 月 16 日までに国を相手とする裁判**をしなくてはなりません。

出産や手術での大量出血などの際に、フィブリノゲン製剤・血液凝固第 9 因子製剤が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まずは肝炎ウイルス検査を受けましょう。保健所または自治体が委託する医療機関であれば、概ね無料で検査を受けることができます。

詳しくは、

厚生労働省 大量出血した方へ

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

問い合わせ先

- ◆ 厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口
☎ 0120-509-002 (フリーダイヤル)
受付時間 午前 9 時 30 分～午後 6 時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先

- ◆ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
☎ 0120-780-400 (フリーダイヤル)
受付時間 午前 9 時～午後 5 時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

(※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からもご利用いただけます。)

肝炎ウイルス検査のご案内

- ◆ 「肝炎総合対策の推進」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/hepatitis_kensa.html
- ◆ 「知って、肝炎」プロジェクト
<http://www.kanen.org/qanda/>